

特 許	判決年月日	令和元年 1 1 月 1 4 日	担 当 部	知財高裁第 4 部
	事 件 番 号	平成 3 0 年(行ケ)第 1 0 1 1 0 号 第 1 0 1 1 2 号, 第 1 0 1 5 5 号		

○ 発明の名称を「セレコキシブ組成物」とし、所定の数値範囲を発明特定事項とする特許権について、明細書の発明の詳細な説明の記載及び優先日当時の技術常識から、当業者が、所定の数値範囲の全体にわたり発明の課題を解決できると認識できるものと認められず、特許法 3 6 条 6 項 1 号に規定する「サポート要件」に適合しないとして、これと結論を異にする本件審決が取り消された事例

(事件類型) 特許法 (結論) 審決取消 (一部)

(関連条文) 特許法 3 6 条 6 項 1 号

(関連する権利番号等) 特願 2 0 0 0 - 5 8 4 8 8 4 号, 特許第 3 5 6 3 0 3 6 号, 無効 2 0 1 6 - 8 0 0 1 1 2 号事件

判 決 要 旨

1 発明の名称を「セレコキシブ組成物」とし、平成 1 1 年 1 1 月 3 0 日（優先日平成 1 0 年 1 1 月 3 0 日(以下「本件優先日」という。）、優先権主張国米国）を国際出願日とする特許出願（特願 2 0 0 0 - 5 8 4 8 8 4 号）について、平成 1 6 年 6 月 1 1 日、特許権の設定登録（特許第 3 5 6 3 0 3 6 号。請求項の数 1 9。以下、この特許を「本件特許」という。）がされた。

本件特許については、特許無効審判（無効 2 0 1 6 - 8 0 0 1 1 2 号事件）が請求され、特許庁は、訂正により削除された請求項 6 に係る発明についての無効審判請求を却下し、その余の請求項に係る発明についての審判請求は成り立たないとの審決（以下「本件審決」という。）をした。

本件は、原告らが、本件審決のうち、無効審判請求が却下された請求項 6 を除く、その余の請求項に係る部分の取消しを求める事案である。

2 原告らは、新規性の判断の誤り、進歩性の判断の誤り、サポート要件違反の判断の誤り、実施可能要件の判断の誤りを本件審決の取消事由として主張した。本判決は、次のとおり、本件審決にはサポート要件の判断に誤りがあると判断して、無効審判請求が却下された請求項 6 を除くその余の請求項に係る部分の審決を取り消した。

3(1) 所定の数値範囲を発明特定事項に含む発明について、特許請求の範囲の記載が同号所定の要件（サポート要件）に適合するか否かは、当業者が、発明の詳細な説明の記載及び出願時の技術常識から、当該発明に含まれる数値範囲の全体にわたり当該発明の課題を解決することができると認識できるか否かを検討して判断すべきものと解するのが相当である。

(2) 特許請求の範囲の請求項 1 に記載された発明（以下「本件発明 1」などという。）は、

「一つ以上の薬剤的に許容な賦形剤と密に混合させた10mg乃至1000mgの量の微粒子セレコキシブ」を含む「固体の経口運搬可能な投与量単位を含む製薬組成物」に関する発明であって、「粒子の最大長において、セレコキシブ粒子の D_{90} が200 μ m未満である粒子サイズの分布を有する」ことを特徴とするものであるから、所定の数値範囲を発明特定事項に含む発明であるといえる。

しかるところ、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件優先日当時の技術常識から、当業者が、本件発明1に含まれる「粒子の最大長において、セレコキシブ粒子の D_{90} が200 μ m未満」の数値範囲の全体にわたり、未調合のセレコキシブに対して生物学的利用能が改善された固体の経口運搬可能なセレコキシブ粒子を含む製薬組成物を提供するという課題を解決できると認識することはできないから、サポート要件に適合するものと認めることはできない。

- (3) 特許請求の範囲の請求項2ないし4に記載された発明についても、「粒子の最大長において、セレコキシブ粒子の D_{90} 」の値の上限値は、本件発明1より低いものではあるが、本件発明1と同様に、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件優先日当時の技術常識から、当業者が、本件発明2ないし4に含まれる「粒子の最大長において、セレコキシブ粒子の D_{90} 」の値の数値範囲の全体にわたり本件発明1の課題を解決できると認識できるものと認められないから、サポート要件に適合するものと認めることはできない。
- (4) 特許請求の範囲の請求項5，7ないし19に記載された発明は、請求項1記載の製薬組成物を発明特定事項に含むものであるところ、本件発明1がサポート要件に適合するものと認められないから、本件発明5，本件発明7ないし19についても、サポート要件に適合するものと認めることができない。